

(農林水産委員会)

農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を

改正する法律案(閣法第六三号)(衆議院送付) 要旨

本法律案は、我が国経済において、農水産業協同組合が行う資金決済が果たす役割の重要性にかんがみ、我が国の金融機能の一層の安定化を図るため、経営困難農水産業協同組合に係る資金決済の確保に関し資金決済に関する貯金者その他の債権者の保護その他所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、農水産業協同組合(以下「組合」という。)が行う信用事業における決済用貯金(為替取引等の決済に用いられ、かつ、要求払い・無利息の貯金)については、組合が経営破綻し、貯払いを停止した場合においても、その全額を貯金保険の対象として保護すること。

二、組合が破綻前に依頼を受けた振込等の仕掛かり中の決済の結了を可能とするため、仕掛かり中の決済債務の全額を貯金保険の対象として保護すること。

三、農水産業協同組合貯金保険機構が経営困難組合に対して決済債務の弁済のための資金を貸し付けること

を可能とし、あわせて、当該資金を貸し付けることを決定した組合については、決済債務の弁済や相殺を行うことができることとする。

四、決済用貯金を導入する組合にあつては、保険事故が発生した場合における支払対象決済用貯金に係る保険金の支払い又は支払対象決済用貯金の払戻しの円滑な確保を図るため、電子情報処理組織の整備等を行う必要があることとする。

五、現行の普通貯金及び当座貯金等の流動性貯金については、平成十七年三月末まで、決済用貯金とみなして、その全額を貯金保険の対象として保護すること。